

毎週月. 水. 金曜日発行

富山県報

令和 7 年 7 月 18 日

金 曜 日

第5402号

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者に係る指定の一部の効力の停止 1

公営企業管理規程

- 富山県電気事業保安規程の一部を改正する管理規程 2

公 告

- 土地改良区の役員の就退任 3

海区漁業調整委員会公告

- 公聴会の開催 5

告 示

富山県告示第315号

指定居宅サービス事業者に係る指定の一部の効力の停止について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業者に係る指定の一部の効力を停止したので、同法第 78 条の規定により次のとおり公示する。

令和 7 年 7 月 18 日

富山県知事 新 田 八 朗

- 当該指定居宅サービス事業者の名称
Eisac株式会社
- 当該指定居宅サービス事業所の名称
（健康増進プラザ）デイサービス リハトレ中新
- 当該指定居宅サービス事業所の所在地
黒部市中新31番地 3
- 指定の一部の効力の停止の内容

新規利用者の受入停止及び介護報酬請求額の上限設定（7割）

5 指定の一部の効力の停止の期間

令和7年8月1日から同年10月31日まで

6 サービスの種類

通所介護

管理規程

富山県電気事業保安規程の一部を改正する管理規程を次のように定め、公表する。

令和7年7月18日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県公営企業管理規程第6号

富山県電気事業保安規程の一部を改正する管理規程

富山県電気事業保安規程（昭和61年富山県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「、点検及び測定試験」を「、点検、測定試験及びサイバーセキュリティ」に、「第14条」を「第14条の2」に改める。

第5条第2項の表ダム水路主任技術者の項中「又は主任の職に準ずる者」を「、副係長又は主任の職に準ずる者」に、「、主任、発電管理所の所長、所長代理又は課長の職に準ずる者」を「、副係長、主任、発電管理所の所長、支所長、次長、所長代理又は課長の職に準ずる者」に改める。

第4章の章名中「、点検及び測定試験」を「、点検、測定試験及びサイバーセキュリティ」に改め、同章中第14条の次に次の1条を加える。

（サイバーセキュリティの確保）

第14条の2 電気工作物の保安を確保するため、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保のための適切な処置を講ずるものとする。

別表第3の表中

需 要 設 備	電気	(※1)	主要機器	外部点検		1回／2年	(※1)
	工作	1回／		測定試験		1回／4年	電路、低圧機器につ
	物	月	電路	測定試験		1回／2年	いては、1回／2年
			予備発電設備	作動点検		1回／1月	とする。

を

需 要 設 備	電氣	1 回／ 月	主要機器	外部点検		1 回／ 2 年	
	工作			測定試験		1 回／ 4 年	
	物		電路	測定試験		1 回／ 2 年	
			予備発電設備	作動点検		1 回／ 1 月	

に改める。

附 則

この管理規程は、公表の日から施行する。

(企・電気課)

公 告

土地改良区の役員の退任

水橋三郷土地改良区の役員であった次の者が令和7年7月3日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和7年7月18日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	村 上 一 巳	富山市水橋新堀 334番地
同	中 市 和 義	同 水橋金尾新 280番地
同	中 崎 清 隆	同 水橋池田町 99番地
同	大 橋 正 幸	同 水橋池田館 240番地
同	林 清 隆	同 水橋中村 299番地

同	笹 木 幸 一	同	水橋肘崎	22番地
同	水 野 憲 義	同	水橋的場	306番地
同	辻 英 治	同	水橋小路	240番地
同	鍋 平 信 弘	同	水橋沖	363番地
同	荒 井 昇	同	水橋二杉	110番地 2
同	松 井 清	同	水橋開発	201番地
同	浅 野 覚	同	水橋常願寺	115番地
監 事	藤 城 敏 史	同	水橋高堂	130番地
同	堀 田 和 男	同	水橋市田袋	117番地
同	野 澤 忍	同	水橋沖	334番地
同	川 高 精 一	同	水橋曲淵	233番地

土地改良区の役員の就任

水橋三郷土地改良区の役員に次の者が令和7年7月4日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和7年7月18日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	村 上 一 巳	富山市水橋新堀 334番地
同	吉 本 久 一	同 水橋金尾新 290番地
同	中 崎 清 隆	同 水橋池田町 99番地
同	大 橋 正 幸	同 水橋池田館 240番地
同	林 清 隆	同 水橋中村 299番地
同	笹 木 幸 一	同 水橋肘崎 22番地
同	水 野 憲 義	同 水橋的場 306番地
同	堂 口 銀 作	同 水橋小路 6 番地
同	鍋 平 信 弘	同 水橋沖 363番地
同	荒 井 昇	同 水橋二杉 110番地 2

同	明 官 久 夫	同	水橋入江	53番地
同	船 木 俊 夫	同	水橋開発	230番地
監 事	中 市 和 義	同	水橋金尾新	280番地
同	堀 田 和 男	同	水橋市田袋	117番地
同	大 井 一 夫	同	水橋開発	238番地
同	川 高 精 一	同	水橋曲淵	233番地

公聴会の開催

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第8項で準用する同条第5項の規定により、富山海区における区画漁業の漁場計画の変更に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和7年7月18日

富山海区漁業調整委員会

会 長 網 谷 繁 彦

- 開催日時 令和7年8月6日（水）午後1時30分から
- 開催場所 富山市舟橋北町4番19号 富山県森林水産会館33号室
- 案 件 区画漁業の漁場計画の変更について（区画漁業権3件（新規））

付記

- 公聴会において意見を述べようとする者（当該海区における漁業権者、入漁権者、漁業権漁業の経営者、漁業協同組合関係者、その他利害関係のある者）は、住所、氏名、年齢、従事する職業及び発言内容の要旨を書面に記載し、令和7年7月30日（水）までに富山海区漁業調整委員会事務局（富山市桜橋通り5番13号富山興銀ビル4階）へ提出（必着）すること。
- この公告に係る区画漁業の漁場計画書及び漁場図は、次の場所に備え付け閲覧に供する。

閲 覧 場 所	住 所 地
富山県農林水産部水産漁港課	富山市桜橋通り5番13号富山興銀ビル4階
富山海区漁業調整委員会事務局	富山市桜橋通り5番13号富山興銀ビル4階

